

農業集落排水の使用人員が変更になったら

農業集落排水使用料金について、左記の理由などで使用人員に増減があった場合は、届け出てください。

- 農業集落排水事業実施地区／①田殿地区 ②徳田地区 ③吉見地区 ④熊井、奥地区 ⑤吉原地区

増減理由

- ・ 出生や死亡などによる人員の増減
- ・ 婚姻による人員の増減
- ・ 就学や就労に伴う転居による人員の増減
- 使用料金（1カ月）／基本料金（1,620円）＋人数（1人当たり648円）
- 振替指定日／毎月23日。ただし休日の場合は翌営業日。

問 下水道課

平成29年度 合併浄化槽設置補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

- 補助対象区域／公共下水道事業計画区域と農業集落排水整備地区を除く区域
- 申込受付期間／10月31日（火）まで

※必ず浄化槽の設置工事の着手前に

申請してください。なお、予算の範囲内で補助金を交付しますの
で、予算がなくなり次第受け付け
終了となります。

● 補助金上限額

- ・ 5人槽／43万2,000円
- ・ 7人槽／53万8,000円
- ・ 8人槽以上／71万2,000円

● 補助金受給要件

- ・ 有田川町に住民登録していること、または工事完了後に居住する者であること
- ・ 個人住宅であること（店舗併用住宅は条件により含む）
- ・ 平成30年3月31日までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できること
- ・ 各町民税を完納していること

問 下水道課

浄化槽を利用している皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

● 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的に点検や調整、薬剤の補給、修理などの保守点検を受けなければな

りません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

● 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、設置後3～5カ月の間に1回、その後年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（社会法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161）で受けてください。

問 下水道課

交通遺児育英会奨学金制度

- 対象／保護者が交通事故で死亡・重症後遺障害となった家庭のお子さまで、高等学校以上の学校に在籍している方。

応募書類の申し込みは直接お電話いただくか、ホームページ（<http://www.kotsuji.com>）からダウンロードが可能です。

問 公益財団法人交通遺児育英会

☎03・3555・0733

広告